

令和 6 年 6 月 4 日現在

機関番号：14501

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2023

課題番号：19K13335

研究課題名（和文）近世公家領における領主支配の研究 近衛家領伊丹郷町を事例に

研究課題名（英文）Study on Feudal Domain Lordship in Early Modern Japan: The Case of Itamigo-cho, a Domain of the Konoe Family

研究代表者

加藤 明恵 (Kato, Akie)

神戸大学・人文学研究科・特命助教

研究者番号：30824528

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は、日本近世公家領における領主支配の特質を、家領の地域社会運営の具体的な実態を通して明らかにすることである。摂家近衛家と家領の摂津国川辺郡伊丹郷町を対象として、主に両者間の金融活動の様相を近衛家・伊丹郷町の双方に伝来した史料を用いて検討した。関係する寺社や公家等の利殖も目的とされた近衛家による伊丹郷町への貸付が、特に19世紀以降伊丹郷町において大規模に展開するが、この貸付が町運営を密接にかかわるとともに、近衛家においてはさまざまな支出に対応するための利殖として伊丹郷町への貸付が機能していることを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、従来、ほぼ蓄積のなかった近世の摂家を対象とした公家領経営・支配に関して、金融活動に着目することで、限られた領知において家政を維持しなければならない公家領主が、家領への経済的な吸着を強め、領下の町役人も金融活動を遂行できる能力を蓄積したことを明らかにした。関係する寺社や公家の利殖も近衛家を通じて伊丹郷町が担うことによる、公家領が果たす領主財政上の役割の重要性について明らかにできた点に本研究の学術的意義がある。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study is to clarify the characteristics of lordship rule in early modern Japanese court nobles' fiefdoms through the actual situation of local community management in the fiefdoms. The study focuses on the Konoe family and the town of Itamigo-cho, Kawabe-gun, Settsu Province, and examines the financial activities between the Konoe family and Itamigo-cho, using historical documents that have been handed down to both the Konoe family and the town.

Loans by the Konoe family to Itamigo-cho, which were also intended for the benefit of related temples, shrines, and court nobles, developed on a large scale in Itamigo-cho, especially from the 19th century onward. We found that these loans were closely related to the self-government of Itamigo-cho, and that the Konoe family's loans to Itamigo-cho functioned as a means of raising funds to meet various expenses.

研究分野：日本近世史

キーワード：公家領支配 在郷町

1. 研究開始当初の背景

近世朝廷・公家研究は、朝廷・公家の政治的側面を中心に解明されてきたが、公家の近世個別領主としての側面に対する着目はほとんどみられなかった。井ヶ田良治氏は、山城国の相給村落を対象として、公家の領主支配権行使の実態を地代收納・裁判権の側面から解明し、公家による家領支配を取り上げた貴重な成果となっている(『江戸時代における公家領の支配構造』『同志社法学』30 巻 1 号、1978 年)。井ヶ田氏は公家の支配権の脆弱性を指摘したが、このことと、公家領の散在性やそれぞれの領知高が小さいことが、公家領支配研究の僅少性につながっていると考えられる。

つまり、日本近世史研究においては、朝廷・公家社会の内部構造や幕府との政治・財政的關係は明らかにされてきたが、家領における領主支配の実態といった、朝廷・公家社会の外部との社会・経済的關係へは目が向けられてこなかった。さらに、その事例解明が不十分であるにもかかわらず、公家領主支配権の消極的評価が長らくなされてきたと言える。近世の公家も幕藩領主権力に包摂された一領主である以上、公家の近世個別領主としての側面を実態に即して明らかにし、支配権の内実やその特質について再考する必要がある。

一方で、地域史研究に関する研究に目を向ければ、幕府領における政治的中間層による自立的な地域運営と幕府役人との関係、旗本領における地方支配の様相など、各地域における領主支配と地域社会との関係性が明らかにされている。かかる研究状況をふまえ、地域社会の側からも領主支配の実態を照らし出し、各地・各領主と公家領における家領支配との比較研究を行い、共通性や特殊性を追求する必要がある。

2. 研究の目的

本研究の目的は、日本近世公家領における領主支配の特質を、家領の地域社会運営の具体的な実態を通して明らかにすることである。

近世朝廷・公家研究は 70 年代以降大きな進展を見せたが、近世個別領主としての公家の姿について、その実態はほとんど明らかにされておらず、脆弱な支配権・経済的基盤というイメージが持たれてきた。そこで本研究では、摂家の近衛家を対象とし、家領の摂津国川辺郡伊丹郷町における領主支配の様相を、主に経済・金融的な側面から解明することで、近世公家像の再構築を目指す。特に、伊丹郷町における町役人による地域社会の自立的運営と近衛家領主支配との関係性に着目し、公家領主による支配が貫徹し、領主との金融関係が構築される中で諸矛盾が生じる側面を重要視する。

3. 研究の方法

五摂家筆頭である近衛家による領主支配を分析対象とし、特に、寛文元(1661)年以降、同家領の大部分をしめる摂津国川辺郡伊丹郷町(現：兵庫県伊丹市)における支配の様相を解明する(正徳元(1711)年以降は、近衛家領 2797 石の内、1857 余石が伊丹郷町)。時期は、伊丹郷町側の史料が豊富に残る近世中後期を主な対象とする。

伊丹郷町は、近世前期から江戸積み酒造業によって発展した、人口 7,000 人規模の大坂近郊在郷町である。しかし、1840 年から幕末期に、伊丹酒造業は灘目酒造業に対抗できず大きく衰退する。町政組織においては、酒造家が町役人を務めた点、金銭関係事務を専門に担う町役人の「御金方」が存在した点に特徴がある。近衛家は伊丹郷町に代官を常駐させず、日常的な町の行財政は近衛家家老や代官の指示のもとで、町役人らが担った。

かかる経済的条件を背景に、近衛家と町政組織は近世中期より、伊丹独自の酒造政策を進めた。さらに近衛家は 1810 年代以降、自家や公卿・寺院の資金を伊丹郷町御金方を介して恒常的に伊丹酒造家に貸し付け(=近衛家下付近貸付)利殖を展開している点が特徴的である。本研究では、御金方による金融活動に着目し、近衛家財政にとって伊丹郷町における金融がいかなる意味を持っていたのか検討する。

このため、主に以下の 3 点から研究を進めた。

近衛家から伊丹郷町への、また伊丹郷町から近衛家への貸付に関する帳簿等を分析し、近衛家財政の基礎情報を明らかにする。

近衛家代官と伊丹郷町役人との間で交わされた書状を用い、町運営・金融活動の指示内容等を検討する。

近衛家において作成・伝来した伊丹郷町への貸付に関する帳簿等を検討し、近衛家内での伊丹郷町への貸付金の位置づけを明らかにする。

4. 研究成果

研究の方法 にしたがって、18 世紀前半には伊丹郷町に御金方が設置されて、領下からの利

子収入が近衛家財政にとって小さくない意味を持ち始め、18 世紀後半には近衛家と伊丹郷町酒造家との金銭貸借によって伊丹郷町に酒造家の資金を原資とする地域管理財源が生まれたことを明らかにした。これに関しては「近世中後期在郷町運営における金融と領主財政 撰津国川辺郡伊丹郷町を事例に」(『ヒストリア』295号、2022年)としてまとめた。

研究の方法 に関しては、近衛家代官から伊丹郷町の町役人である惣宿老への書状を検討した。ここから、近衛家から薩摩藩島津家へ貸付を行うにあたり、出金を行った大坂町人と近衛家とで貸借関係が生じるようになったが、大坂町人への貸し付けの交渉を御金方が担うことになったことで、近衛家代官が貸付を行うにあたって引当を手堅く確保させようとしていたことを始めとし、貸付に際する御金方への指示内容の一端が明らかになった。近衛家が資金運用を御金方に一任するのではなく、自らが大坂商人との金融上の取引について把握した上で指示しており、公家と大坂商人との関係も一定明らかにすることができた。日本史研究会 2022 年 2 月例会で報告した。

また、金融活動にとどまらず、近衛家と惣宿老とは幕末期に政治情報のやりとりも行っており、大坂や江戸において金融・商業ネットワークを有している惣宿老の小西新右衛門は、近衛家へ政治情報を提供していたことを明らかにした。逆に近衛家が惣宿老に政治情報を提供することもみられ、町政運営上政治情報を把握する必要のある存在として近衛家が惣宿老を捉えていたと評価した。「幕末期小西新右衛門家の情報収集」(飯塚一幸編『近代移行期の酒造業と地域社会』吉川弘文館、2021年)にまとめた。

研究の方法 に関しては、近衛家において作成した伊丹郷町等への貸付に関する記録を検討し、春日社太々神楽のための講資金を融通するために伊丹郷町への貸付金利子が利用されていたことや、この貸付金の口座資金が他の目的・人物等へも貸し付けられるようになっていくことを明らかにした。幕末期の近衛家では、伊丹郷町に対して多くの貸付口座を設けて金銀を貸し付け利息収入を獲得しているが、各口座は諸公家・大名家を含む近衛家内外での支出入にも利用されており、近衛家が諸公家等に対し貸付を行う上で、伊丹郷町での金融が重要な位置を占めることがわかった。

以上の研究から、公家領主の家領での金融・利殖という志向性によって町政組織がそれに対応し、領主だけでなく関係する寺社・公家等の利殖機関としても機能していたこと、領主の指示のもとで町政組織が自立的に金融活動を担ったが、金融的側面からみた場合、公家領主の支配の特徴として評価されてきた脆弱な支配とはいえないことが明らかになった。かかる近衛家の伊丹郷町酒造家に対する金融的支配が 18 世紀から展開したが、幕末期には伊丹酒造業の停滞から、伊丹郷町酒造家は近衛家からの貸付が負担となり、近衛家も利子取得を順調に行えなくなるという矛盾を深めていくことを指摘しておく。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 加藤明恵	4. 巻 295
2. 論文標題 近世中後期在郷町運営における金融と領主財政 摂津国川辺郡伊丹郷町を事例に	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 ヒストリア	6. 最初と最後の頁 145 ~ 170
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 加藤明恵
2. 発表標題 近世中後期在郷町運営における金融と領主財政 摂津国川辺郡伊丹郷町を事例に
3. 学会等名 大阪歴史学会大会近世史部会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 加藤明恵
2. 発表標題 近衛家領伊丹郷町御金方の金融と公家・大名
3. 学会等名 日本史研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 加藤明恵
2. 発表標題 近世中後期在郷町における金融と領主財政 摂津国川辺郡伊丹郷町を事例に
3. 学会等名 大阪歴史学会近世史部会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 加藤明恵
2. 発表標題 幕末・維新期の政治情報と伊丹郷町小西家
3. 学会等名 大阪歴史学会近世史部会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 飯塚一幸編	4. 発行年 2021年
2. 出版社 吉川弘文館	5. 総ページ数 284
3. 書名 近代移行期の酒造業と地域社会, pp.86-126:加藤明恵, 幕末期小西新右衛門家の情報収集	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------